

芦屋市条例第7号

芦屋市立打出教育文化センター条例の一部を改正する条例

芦屋市立打出教育文化センター条例（平成2年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき<u>教育に関する研究等を行うとともに、市民の文化活動及び市民相互の交流の場を提供し、もって教育及び文化の振興を図るため</u>、芦屋市立打出教育文化センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 不登校の児童又は生徒の社会的自立の支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>教育及び文化の振興を図るため</u>、芦屋市立打出教育文化センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>文化活動及び市民相互の交流の場の提供に関すること。</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、第1条に掲げる目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業</u> (使用の許可)</p> <p>第5条 <u>センターの施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を教育委員会(第3条第7号に規定する事業に係る使用については、市長)に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の許可にセンターの管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、その用途又は目的を妨げない限度において、センターの施設の使用を許可することができる。</u> (使用料)</p> <p>第6条 <u>使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項に定める使用料について、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>3 <u>既に納めた使用料は、返還しない。ただし特別の理由がある場合は、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。</u> (使用許可の制限)</p> <p>第7条 <u>教育委員会(第3条第7号に規定する事業に係る使用については、市長)は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、教育及び文化に関し教育委員会が必要と認める事業</u> (目的外使用許可)</p> <p>第5条</p> <p>教育委員会は、その用途又は目的を妨げない限度において、<u>会議室の使用を許可することができる。</u> (使用料)</p> <p>第6条 <u>会議室を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納めなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に定める使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>3 <u>既に納めた使用料は、返還しない。ただし特別の理由がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。</u> (使用許可の制限)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p>

改正後

- (1)～(5) (略)
 (6) 管理上支障があると認められるとき。
 (7) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会（第3条第7号に規定する事業に係る使用については、市長）は、前条各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、その他違反を是正するための必要な措置をとることを命ずることができる。

(センターの入館の制限)

第9条 教育委員会は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
 (2) その他センターの管理上支障があるとき。

(補則)

第10条 (略)

別表（第6条関係）

施設使用料金表

室名	広さ	収容人員	使用料金		
			午前9時～正午	正午～午後6時	午後6時～午後9時
会議室・和室					
大会議室	135㎡	72人	1時間につき1,450円	1時間につき1,270円	1時間につき1,620円
小会議室	50㎡	24人	1時間につき470円	1時間につき430円	1時間につき550円

改正前

- (1)～(5) (略)
 (6) その他管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用許可の取消し)

第8条 前条各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退去を命ずることができる。

(委任)

第9条 (略)

別表（第6条関係）

会議室使用料金表

室名	広さ	収容人員	使用料金及び使用時間		
			朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
大会議室	135㎡	72人	円	円	円
			4,370	5,090	5,700
小会議室	50㎡	24	円	円	円
			1,420	1,730	1,930

改正後						改正前					
和室	18畳	18人	1時間につき7 40円	1時間につき6 30円	1時間につき8 10円	和室	18畳	18	2,240	2,540	2,850
調理スペース	48㎡	17人	午前9時～ 正午	正午～午後 2時30分	午後2時30分 ～午後5時	備考 (略)					
			2,880円	2,400円	2,400円						
備考 (略)						備考 (略)					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。